מותותותותותותותותותותותותות

令和8年度富士吉田市保育園等入園のしおり





富士吉田市役所 子育て支援課 〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目1番1号 福祉ホール・子育て支援センター内1階窓口 Tel 0555-22-1111 内線566・567・590

令和8年度年齡早見表(令和8年4月1日時点)

クラス年齢	生 年 月 日	認定区分
0 歳児	令和7年4月2日以降	
1歳児	令和6年4月2日~令和7年4月1日	3号認定
2 歳児	令和5年4月2日~令和6年4月1日	
3 歳児	令和4年4月2日~令和5年4月1日	
4 歳児	令和3年4月2日~令和4年4月1日	2号認定
5 歳児	令和2年4月2日~令和3年4月1日	

大切な事が書かれていますので お手元に保管してください。

מו עותותותותותותותותותותותות

入所を決める前の「確認事項」と「申込方法」

しおりについて・施設の種類	2
「施設の選び方」と「認定区分」	
施設一覧	4-5
保育を必要とする事由	6
入園手続きの流れ(令和8年度 4月入園等)・市外の保育施設の入園手続きについて	7
受付期間・提出方法・申込みに必要な書類	8
保育時間・子育て支援センター駐車場について	9
保育認定に必要な添付書類	10
富士吉田市保育園等利用調整基準(指数表)1	.1-12

入園が決まったら

育休復帰者の「ならし保育」期間を考慮した弾力的な取扱いについて	13
3歳未満児保育料表	14
保育料等について	15-16
保育料減免申請について	16
認可保育園及び認定こども園(保育料)に通う3歳以上児の副食費の免除について 幼稚園及び認定こども園(教育利用)に通う満3歳以上児の副食費の免除制度	17
保育所等における給食費無償化について	18
土曜保育を利用したい(公立保育園)・退園・標準時間と短時間の切り替えについて	19
市内の病児・病後児保育施設について	20-21
富士吉田市ファミリー・サポート・センター	22
富士吉田市一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
申請書記入例	巻末



























しおりについて

本しおりは基本的な事項のみを掲載しています。
不明な点については、子育て支援課までお問い合わせください。

施設の種類

保 育 園

0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

利用時間: 夕方までの保育を行います。

利用できる保護者: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育できない保護者。

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ 持つ施設

0~2さい

認定こども園

0~5さい



利用時間: 夕方までの保育を行います。

利用できる保護者: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育できない保護者。

3~5さい

利用時間:昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要

とする場合は夕方までの保育を実施。

利用できる保護者:幼稚園認定→制限なし

保育園認定→共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育できない保護者。

小規模保育施設 事業所内保育施設 家庭的保育施設

0~2さい

保育園(原則20人以上)より少人数 単位で、0~2歳の子どもを保育する 施設

利用時間:夕方までの保育を行います。

利用できる保護者: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、

家庭で保育できない保護者。

幼稚園

2~5さい



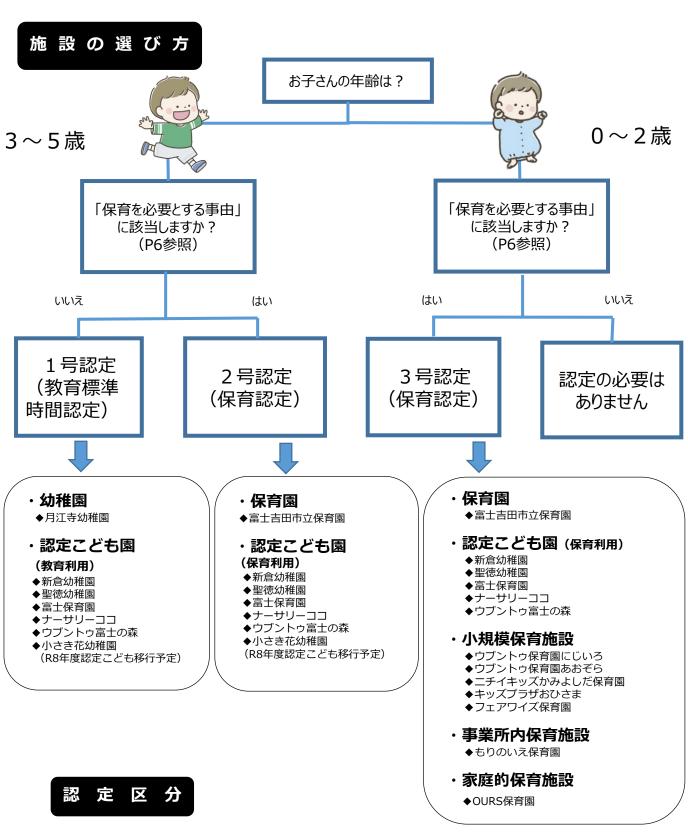
小学校以降の教育の基礎をつくるため の幼児期の教育を行う施設

利用時間:昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを 実施。

利用できる保護者:制限なし

◆ほかにも・・

地域で相互に子育てを援助する「**ファミリー・サポート・センター**」やお子さまを一時的にお預かりする「**一時預かり事業」**、病気の際の施設利用「**病児・病後児保育事業**」等があります。



支給認定 利用できる時間 年齢 利用できる施設 区分 教育標準時間 幼稚園 1号認定 3~5歳 認定こども園(教育利用) (延長保育あり) 保育標準時間(11時間)、 2号認定 3~5歳 保育園等 保育短時間(8時間)のいずれ 3号認定 0~2歳 か





設

	施設名	所在地	受入 年齢※1	開所時間	電話番号	備考※2
	第一保育園	新町1-2-1	0-5	月~土 7:30~18:30	22-0707	令和10年度 閉園※9
	第三保育園	下吉田東2- 14-21	0-5	月~土 7:30~18:30	22-4010	
公立	第四保育園	松山4-11- 27	0-5	月~土 7:30~18:30	22-4177	
	第五保育園	新屋4-2-37	0-5	月~土 7:30~18:30	23-6346	
	第六保育園	中曽根1-10- 1	0-5	月~土 7:30~18:30	23-6670	令和9年度 閉園※9
	第七保育園※3 (公設民営)	小明見4-9-1	0-2	月~土 7:30~18:30	25-6639	
	ウブントゥ 保育園にじいろ	富士見1-1-5	0-2	月~金 7:30~18:30	24-3500	原則4月 入所のみ
	ニチイキッズ かみよしだ保育園	上吉田4246- 19	0-2	月~土 8:00~19:00	21-5800	
	ウブントゥ 保育園あおぞら	下吉田9-9-8	0-2	月~金 7:30~18:30	22-1077	原則4月 入所のみ
	キッズプラザ おひさま	上吉田東3- 1-68	0-2	月~土 7:30~18:30	72-9242	原則4月 入所のみ
	フェアワイズ保育 園	上吉田東4- 8-4	0-2	月〜金・祝日 7:30〜18:30 延長保育有り※4	23-3033	
TI	もりのいえ保育園 (従業員枠/地域枠)	上吉田4584	0-2	月〜金・祝日 7:30〜18:30 延長保育有り※4	23-3000	
私立	OURS保育園	新西原3-13- 6	0-2	月~土 7:30~18:30	75-1246	
	認定こども園 新倉幼稚園	浅間1-5-5	2-5	月~土 7:30~18:30	23-5753	原則4月 入所のみ
	認定こども園 聖徳幼稚園	下吉田3-41- 15	2-5	月~土※5 7:30~18:30	22-0099	原則4月 入所のみ
	認定こども園 小さき花幼稚園	上吉田3-5-7	3-5%6	月~土 7:30~18:30	22-1409	令和8年度 認定こども 園移行予定
	認定こども園 富士保育園	上吉田7-7-1	0-5 %7	月~土 7:30~18:30	22-0971	
	認定こども園 ナーサリーココ	下吉田8-23- 25	0-5 %7	月~土 7:30~18:30	72-9841	原則4月入 所のみ
	認定こども園ウブ ントゥ富士の森	新屋5-1-2	0-5 ※7	月~土 7:30~18:30※8	22-5678	原則4月入 所のみ

市内その他の施設

類型	施設名	住所	連絡先
幼稚園	月江寺幼稚園	下吉田3-26-16	22-0697
企業主導型保育	フジQキッズガーデン	新西原5-5-22	73-9140
企業主導型保育	キッズプラザSMILE SMILE	上吉田東3-1-68	30-1041
事業所内保育施設	ヤクルト吉田保育所	旭2-9-20	23-8960

- ※1:富士吉田市では、0歳児の受け入れは生後6か月以降(首が座ったタイミング)となります。
 例)10月10日生まれ → 5月~受け入れが可能
- ※2:年度途中での育児休業明けの受け入れは、在園児数等により各園での人数が異なります。
- ※3:運営は民間事業者が行っています。
- ※4:詳細につきましては、園へお問い合わせください。
- ※5:聖徳幼稚園の土曜日の開園は第一土曜日、第三土曜日のみ開園します。 保育短時間認定の預かり時間は8:00~16:00です。
- ※6:教育標準時間認定(1号)と保育認定(2号)で受入年齢が異なります。 (教育標準時間認定)2-5歳 (保育認定)3-5歳
- ※7:教育標準時間認定(1号)と保育認定(2・3号)で受入年齢が異なります。 (教育標準時間認定)3-5歳 (保育認定)0-5歳
- ※8: ウブントゥ富士の森の土曜日の開園は8:30~16:30です。



二次元コードを読み取ると、 位置情報が確認できます。

※9 第一保育園と第六保育園の閉園について

施設の老朽化や今後の就学前児童(0歳児~5歳児)数の減少、民間保育施設の充実等により、令和9年度末に第六保育園、令和10年度末に第一保育園の閉園を計画しております。これに伴い、第六保育園については令和8年度から新規入園の募集を行いません。(今回の募集が最後)また、第一保育園についても令和9年度から新規入園の募集を行いません。(今回の募集が最後)なお、今回、希望されなかった場合でも第一保育園には調整される可能性がありますので、ご了承ください。(第六保育園には調整されません。)閉園に係るスケジュールは以下のとおりです。

	令和8年度(今回)	令和9年度	
	新規入園児募集停止	閉園(令和10年4月1日)	
第六保育園	令和7年度在園児	見のみでの運営	
	令和8年度 年中児		卒園
	令和8年度 年少児、未	満児	転園

	令和8年度(今回)	令和9年度	令和10年度	
	新規入園児募集	新規入園児募集停止	閉園(令和11年4月1日)	
第一保育園		令和8年度在國	園児のみでの運営	
217 1717	令和8年度 年少児			卒園
	令和8年度 未満児			転園

保育を必要とする事由

保育認定を受けるためには、保護者が以下の事由に該当している必要があります。必要書類はP10を参照。

	事由
1	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など ※1日4時間以上、週4日以上、月64時間以上、月16日以上の全ての条件を満たして就労 していること
2	妊娠、出産(認定期間は、予定日の前2か月から出産月の3か月後まで) ※認定期間終了後は退園になります。
3	保護者の疾病、負傷、障害等
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動※継続的に行っていること。 (起業準備も含む。認定期間は3か月のみ。 <u>延長はできません。</u>)
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。) ※1日4時間以上、週4日以上の条件を満たして就学していること
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業中の継続利用(認定期間は最長生まれた子が1歳を迎える年度末まで) ※就労での認定を受けていた園児に限ります。
10	その他、家庭の状況等に応じ個別に認定

次のような場合には、変更の手続きが必要です!!

◆就労していて妊娠した場合

「母子健康手帳(写)※表紙と分娩予定日を書き込んだページ」の写しを提出してください。 ※出産後に育児休業を取得する場合、生まれた子が1歳の誕生日を迎えた年度の3月31日ま での継続利用が可能ですが、この期間に復職しない場合は退園になります。

例) R7.10.10生まれの子がいる場合、R9.3.31まで育休中でも継続利用が可能。 (R9.4月中に復帰しない場合は退園)

◆現在の就労をやめて仕事を探す場合

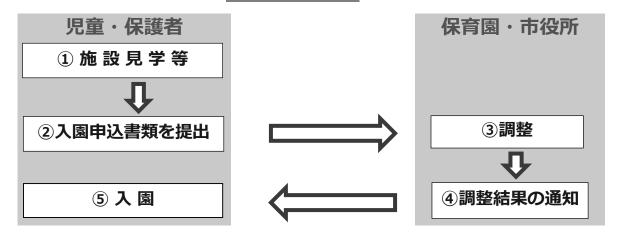
「ハローワークカード(写)※」を提出してください。認定期間は3か月です。

- ※認定期間内に就労証明書等を提出すること。
- 例)6月~8月までの求職活動認定の場合→8月中に就労証明書等を提出する。
- ◆その他、以下の場合は、在籍園又は子育て支援課へ必ずご連絡ください。
- ①児童が病気などで長期欠席をする場合(1か月以上)
 - ※長期欠席は原則2か月以内です。これを超える場合には退園となります。
- ②住所が変わった場合(市内転居、市外転出など)
- ③世帯状況が変化した場合(離婚・再婚・保護者の変更、同居、世帯分離等)
- 4、保護者が退職・就職・転職したとき。
- ⑤修正申告などで、市町村民税額に変更があったとき。
- ⑥児童又は家族が障害者手帳等を取得した場合

いずれの場合も在籍園又は子育て支援課へ変更届等のご提出をお願いします。 <u>事由の変更は、申請月の翌月から適用になります。</u>

入園手続きの流れ(令和8年度 4月入園等)

4月からの入園希望者、5月以降(産休・育児休業から<u>翌年1月まで</u>に復職)の入園希望者のいずれも次のとおりです。**出生前も同様です。**



◆公立保育園の見学の日程について

開催日時・・・8月から10月までの毎週火曜日 $10:00\sim11:00$ ※要予約 行事等の都合によりご希望に沿えない場合があります。詳細は市HPをご覧ください。

◆私立保育施設の見学の日程について

開催日時・・・園ごとに異なりますので、各園へお問い合わせください。

市外の保育施設の入園手続きについて

就労先が市外にあるなど、<u>特別な理由がある場合</u>には、相手先自治体との協議の上、市外の保育施設に入園することができます。これを「管外委託保育」と言います。 ※まずは、住民登録のある方が優先的に選考されますので、ご承知おきください。

◎市外の保育園をご希望の方は、事前に子育て支援課までご連絡ください。 電話番号:0555-22-1111(内線566)

申込み期日が自治体により異なります。詳細は直接利用希望自治体へお問い合わせください。 入園申込先は富士吉田市役所 子育て支援課となります。

※富士吉田市への提出期限は、相手先自治体の締め切り7日前(土日を除く。)までです。

市外にお住まいの方で富士吉田市内の保育施設に申し込む場合

申し込み時点で富士吉田市外に住民票を有する方は、原則、以下の条件のいずれかを満たす場合に市内の保育施設を申し込むことができます。

- ・令和8年度中(R9.2月まで)に富士吉田市に転入予定の方
- ・保護者が富士吉田市内で就労(内定)している方
- ・富士吉田市内に保護者の祖父母が在住している方

申込先 : 住民登録のある市区町村

※提出書類が富士吉田市の受付期間に間に合うように余裕を持って提出してください。

提出書類:申込先市区町村の指示に従ってください。なお、「管外特定教育・保育施設等入園

希望申立書」及び「転入誓約書(転入予定者のみ)」を提出書類に添付してください。

◎市外の方で市内園をご希望される方は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

受付期間・提出方法

- ●今回の受付は、令和8年4月から令和9年1月までの間に入園を希望される方の受付です。 2月、3月の入園受付は行っておりません。
- ※産休・育休明けの入園申請、産前産後の期間のみ利用の場合といった<u>年度途中の希望</u> 者も、以下の受付期間内に入園の申請が必要です。

出生前であっても、申請をお願いします。

《申請について》

受付期間 >

10月1日(水)~10月22日(水)午前8時30分~午後5時00分※土・日・祝日を除く。 ※受付期間後半は混雑するため、長い時間お待ちいただく場合があります。早めの申請 にご協力をお願いします。

受付場所

子育て支援センター1階 子育て支援課

受付方法 〉

申請書類の提出のみ行います。申請書等を記入し、必要書類をご確認の上、提出してください。

※書類に不備がある場合は、再度お越しいただく必要がありますので、早めの申請をお願いします。また、不明点等がある場合は事前に子育て支援課までご連絡ください。

注意: 受付期間を過ぎた場合は、受付できませんので、ご注意ください。

申込みに必要な書類

<u>提出する書類は、すべてA4サイズ</u>でお願いします。 A3サイズは半分に折り、A4サイズにしてください。 給与明細等の小さい書類は、A4サイズの紙を台紙と して貼り付けて下さい。

- ① 教育·保育給付認定申請書兼施設利用申込書
- ② 保育の必要性を証明するもの (P10の表の中で、保護者の事由に応じたもの) ※きょうだいで同時申込の場合、2人目以降分は証明済みの原本のコピーで可
- ③ 児童の状況(健康状況等)
- ④ 保育園等入園申請に係る重要事項確認・同意書
- ⑤ 管外特定教育・保育施設等入園希望申立書(市外の保育園等を希望する場合のみ)
- ⑥ マイナンバー申告書 又は 課税証明書
 - (令和7年1月1日に富士吉田市に住民登録がなかった保護者につき1通)
 - ※きょうだいで同時申込の場合は、2人目以降の提出は不要です。
 - ※令和8年9月以降の入園希望者は、令和7年度課税証明書は不要です。
- ⑦ 保育料減免申請書(第2子目以降3歳未満児の入園申請者のみ)
 - ※両親の市民税所得割額が169,000円未満の世帯が対象
- ⑧ その他の必要書類(必要に応じて)
 - 例) 障害児(者)との同居している場合→療育・障害者手帳の写し 離婚調停中の場合→離婚調停申立証明書類

保育標準時間認定 ・・・フルタイム勤務を想定した利用

※原則として1か月当たり120時間以上の勤務が条件

保育時間 午前7時30分 ~ 午後6時30分 (11時間保育)

認定事由例: 就労、災害復旧、出産、保護者の疾病・障害、就学、同居親族の介護・看護

保育短時間認定・・・主にパートタイムを想定した利用

※原則1か月当たり64時間以上120時間未満の勤務又は上記以外の保育事由

保育時間 午前8時30分 ~ 午後4時30分 (8時間保育)

※120時間以上の就労がある方でも、短時間での保育を希望することが可能です。

認定事由:就労、出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護・看護、求職活動、

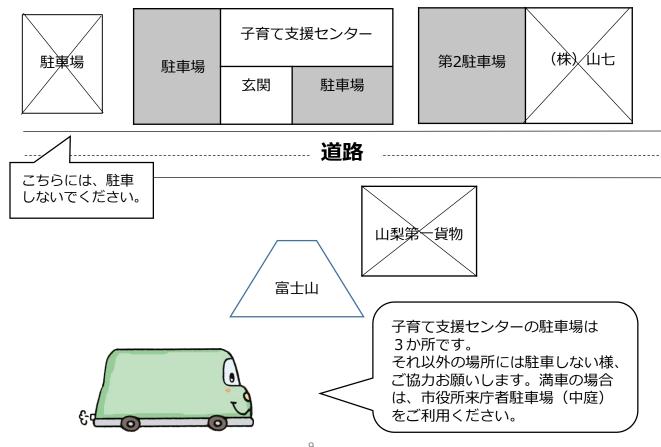
就学、育児休業中の継続利用

※施設でお預かりする保育時間は、原則就労時間+通勤時間の範囲内です。

◆保育時間を変更したい

就労時間の変更等によって「標準時間から短時間」又はその逆に切り替えが必要な場合には、あらかじめ手続きが必要です。変更は申請月の翌月から保育料に反映されます。

子育て支援センター駐車場について



保育認定に必要な添付書類

保育を必要とする理由(事由)を証明する書類(①~⑧の事由ごとに必要書類を提出)

●:必ず提出する書類 ○:いずれかの書類又はその他証明できる書類

No.	保育を必要とする事由	必要書類(例)
	就労 (外勤)	●就労証明書 ●直近の月の給与明細の写し(育休中・就労予定の場合は後日提出) ※小さな明細等はA4用紙に貼り付けてください。
	就労 (自営業)	●就労証明書 ○確定申告書・収支内訳書の写し ○開業届出書の写し(新規開業の場合) ○直近の月の給与明細の写し
	就労 (自営業協力者) 自営業協力者が専従者であることを確認す る。	●就労証明書 ○確定申告書・収支内訳書の写し ○源泉徴収票の写し ○今年度の源泉徴収簿の写し(新規開業等の場合) ○直近の月の給与明細の写し(育休中・就労予定の場合は後日提出)
	内職 最低賃金×64÷2以上の金額のものに限る。	●就労証明書●給与明細書等の写し ※実績が確認できるもの
2	妊娠、出産 (認定期間は、出産予定日の前2か月から 出産後3か月まで) ※出産認定終了後は退園となります。	●母子健康手帳の写し 表紙と分娩予定日(P.4)を書き込んだページ
3	保護者の疾病、負傷、障害	●診断書 ○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
4	同居又は長期入院等している親族の 介護・看護	●介護(看護)状況申立書 ○被介護者、被看護者の診断書等の状況が分かる書類
(5)	災害復旧	○罹災証明書等の写し
6	求職活動(起業準備を含む。) 認定期間は3か月のみ	●求職活動状況報告書●ハローワークカードの写し※6月末までに就労証明書を提出すること。
7	就学 (職業訓練を含む。)	〇在学証明書又は学生証の写し 〇カリキュラム等時間割の分かるもの
8	虐待やDVのおそれがあること。	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等の写し

※育児休業の認定については、既に就労認定の在園児がいる保護者に限ります。 認定期間は、基本的に育児休業期間となりますが、最長で下の子が1歳の誕生日を 迎えた年度の3月31日までとなります。【必要書類: 就労証明書】



富士吉田市保育園等利用調整基準(指数表)

類型	保証	育を必要と	でする事由	適用	指数
		月160時間以上		1 0	
	مند ۱٫۰	月1!	50時間以上	 ①1日4時間以上	9
	勤		40時間以上	②週4日以上	8
 就	ト・自	月12	20時間以上	③月64時間以上 ④月16日以上	7
	就		6		
	等・	月8	0時間以上	<u>上記全ての条件を満たして</u> <u>就労・就学していること。</u>	5
· .		月6	4時間以上	(休憩時間含む。)	4
就 学	内職	月6	4時間以上	内職に従事する者で、月16日以上、週4日、 1日4時間以上の就労を常態とする者	3
		月12	20時間以上	申請日以降又は令和8年4月中(入園月)に	3
	内定	月6	4時間以上	勤務先の内定が決まっている者 	2
	求職中	勤	務先未定	就職先を探している	1
ひと	ひとり親等 親のいない家庭 死亡・離別・行方不明・拘禁		1 1		
		出産		産前2か月、産後3か月のみ	8
疾病入院		笑病入院	おおむね1か月以上の入院	1 0	
货	<u> </u>	_	一般療養	療養のため児童の保育が著しく困難であり、 支援が必要である者	1 0
り 語者の 彩		その他		疾病、障害等のため保育の必要性がある者	3
	<u> </u>	白.	А	身体障害者 精神障害者	1 0
¥	<u> </u>	身精 体障 害	В	A→身体障害1・2級、精神障害1級	8
		害	С	B→ " 3·4級、" 2級 C→ " 5~7級、" 3級	6
				入院・通院・通所や食事・排泄・入浴等、常時介護・看護が必要な場合 ※要介護3以上又は同等の状態にある者	1 0
同居又は長期入院等している 親族の介護・看護				保護者の子どもが常時病臥又は身体障害者手帳(1~3級)、精神障害手帳(1・2級)、 療育手帳Aのうちいずれかを所持し、介護・ 看護、通園、通院、通学にあたっている者	1 0
			同居している親族等の介護・看護に常時あ たっている者	7	
家庭の災害				火災、風水害等で家屋が失われ復旧にあたる 場合	1 0
		虐待・DV		虐待やDVのおそれがあること。	1 0

加算項目	加算
既にきょうだいが希望する施設に入園している世帯 (申請時に0歳〜年中児クラスに在園していること)	5
保護者が保育士又は保育教諭として、富士北麓地域(富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村)の保育施設に勤務している世帯	6
小規模保育事業所など(受入が2歳児までの保育施設)の卒園児童	3
その他、特段の事情がある場合 (里親、生活保護、発達支援が必要と認められる場合など)	5 ~ 10
きょうだいが同じ園を同時申請する場合(原則、転園を除く。)	1

減算項目	減算
滞納のある世帯	-5
証明書及び申告内容に対して収入実績に整合性がない又は直近3か月全ての勤務 実績が正規の勤務日数・時間の90%以下であると判断される場合	-3



- ◎ 今回の育児休業明けの受付は、4月~翌年1月中に復帰する方のみです。
- ◎ 申請した内容と変更が生じた場合は、その都度ご連絡ください。書類に虚偽の記載や実績不足等、 相違があった場合には、認定が取り消されます(退園)ので注意してください。
- ◎ 育児休業明けの申請及び内定の方は、復帰及び就労にあたり、申請の際に提出された証明書類と同じ条件の復帰月・日数・時間等が必要です。

育児休業からの復帰及び就労に伴い、<u>申請内容と就労状況に差異がある場合には、支給認定を取</u>り消します。(退園となります。)

- ※育児のための短時間勤務を取得する場合、短縮後の就労時間が月120時間以上となる短縮勤務であれば、短縮前の指数で調整します。
- ◎ 育休復帰月や採用予定月等に変更があった場合には、利用決定(内定)を取り消します。
 - 例1)6月復帰(就労)予定だったが、8月に変更となった。
 - 例2) 10月復帰予定だったが、第二子を妊娠し、そのまま産休・育休を取得することとなった。
 - 例3) 就労予定がなくなった。

取消し後に再度利用を希望する場合には、空き状況に応じてのご案内になります。空き状況を子育て支援課へお問い合わせください。

- ◎ 入園後、お子さんが新しい環境に慣れるために、初めはならし保育(短い時間でのお預かり)があります。復帰日につきましては、職場やご家族等とご相談の上決定し、申請してください。
- ◎ 育休復帰後、給与明細書の写しを提出してください。
- ◎ お子さんに生活面・行動面で気になることがある場合には、関係機関と連携を取り、市が各施設に児童の状況や保育要件等の情報を提供することがあります。

提出先・問合せ先:子育て支援課又は 在籍園

育休復帰者等の「ならし保育」期間を考慮した弾力的な取扱いについて

新規に保育園に入園するお子さんが新しい環境に慣れることなどを目的として、通常の保育時間より短縮した保育時間でお子さんをお預かりする「ならし保育」を実施しています。

原則、復帰(就労開始)日の属する月の初日から入園ですが、「ならし保育」が保護者の就労に影響しないよう、入園日について以下の取扱いとして、前月からの入園も可能とします。

対象者	育児休業からの復帰者、就労(内定)予定者
入園日 (認定日)	復帰日等が1日〜14日の場合:復帰日等が属する月の <u>前月</u> の初日 復帰日等が15日以降の場合: 復帰日等が属する月 の初日
保育の必要量	原則保育短時間とし、復帰日等の属する月の初日から就労証明書の月労働 時間により決定
保育料	ならし保育期間を含めた認定月から発生
留意事項	入園予定施設の受入環境が整っていること ※特に 4月中 に復職等される場合、3月時点で施設に空きがない場合には対 応できません。

3 歳 未 満 児 保 育 料 表

階層区分	定	義	国の基準額	保育短時間 8:30~16:30	国の基準額	保育標準時間 7:30~18:30
第1階層	生活保護による	坡保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市民税所得割非課税世帯	A:一般世帯	0	0	0	0
为2阳/首 	了下球化压力 	B:ひとり親世帯等	0	0	0	0
第3階層	所得割 48,600円未満	A:一般世帯	19,300	16,000	19,500	17,000
かり旧信	TO,0001 1/N/III	B:ひとり親世帯等	9,000	4,000	9,000	5,000
for a file for	所得割 48,600円以上	A:一般世帯	29,600	21,000	30,000	22,000
第4階層A	77,101円未満	B:ひとり親世帯等	9,000	4,000	9,000	5,000
第4階層B	所得割 77,101円以上 97,000円未満		29,600	26,000	30,000	27,000
第5階層A	所得割 97,000円以上 131,000円未満		43,900	35,000	44.500	36,000
第5階層B	所得割 131,000円以上 169,000円未満	31,000円以上		40,000	44,500	41,000
第6階層C	所得割 169,000円以上 233,000円未満		60,100	45,000	61,000	46,000
第6階層D	所得割 233,000円以上 301,000円未満		60,100	48,000	61,000	49,000
第7階層	所得割 301,000円以上 397,000円未満		78,800	50,000	80,000	51,000
第8階層	所得割 397,000円以上		102,400	50,000	104,000	51,000

◆3歳以上児(満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間)は保育料が無償となります。 幼稚園(1号認定)については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。

【保育料多子軽減制度】

- ◆第3階層から第5階層までに該当する世帯※詳細はP16をご覧ください
- 支給認定保護者と生計を一にする児童が2人以上いる場合には、年齢の高い順から2人目以降の3歳未満児は3歳に到達した年度末まで無料(1人目の年齢制限なし・要減免申請)
- ◆第6階層から第8階層までに該当する世帯

同一世帯内に保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育、地域型保育給付の対象事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設等を利用している場合には、同時に利用している年齢の高い順から2人目は半額、3人目以降は無料(※1人目と同時入所の場合)

保育料等について

保育料等は、施設を運営するための費用です。

【利用者負担額(保育料)】

3歳児~5歳児クラス ⇒ 無償

0歳児~2歳児クラス ⇒ 市民税所得割額によって、計算されます。

1 保育料(利用者負担額)の算定方法

保育料は、保護者の「市民税所得割額」の合算により算定します。

まず、保護者の令和7年度市民税所得割額を合算し、保育料の階層区分を決定します。

市民税所得割額・均等割額が非課税の場合には、同居している祖父母等(世帯分離している場合も含む。)の所得割額の合算額で判断します。 <u>未申告の世帯は、最高階層の保育料となります。</u> ※保育料は、保護者の「市民税所得割額」の合算で算定しますが、次にあげるものは控除せずに算定します。

⇒住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除(ふるさと納税等)、外国税額控除、 配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除 等

保育料は、毎年9月に切り替わります。

	前期	後期
保育料	令和8年度4月~8月	令和8年度9月~3月
算定の対象となる 市民税所得割額	令和7年度の市民税所得割額 (令和6年の収入)	令和8年度の市民税所得割額 (令和7年の収入)

- < 市県民税の確認方法 >
 - ・市県民税決定通知書 ・課税証明書

市民税所得割額等が変更になった場合には、 子育て支援課へ申請してください。 保育料が変更になる可能性があります。(料 金の変更は申請した月の翌月からです。)

- 2 保育料の支払先・支払い方法・口座の設定 【 支 払 先 】
 - ●公立保育園、市外私立保育園利用者
 - ●市外の公立保育園利用者
 - ●認定こども園、小規模保育施設
- ・・・富士吉田市に納入
- ・・・施設の所在する市町村に納入
- ・・・施設に納入
- ◎実家へ帰省・病気等により保育園を休む場合でも、在籍中は保育料等がかかります。
- ※長期欠席は原則2か月まで在籍を認めますが、それを越える場合は退園していただきます。
- ◎基本的な保育料に加え、行事費等が別途必要となることがあります。 【 徴 収 例 】

給食費、絵本代、保護者会費、遠足代、行事費、アルバム代、教材費等 その他、バス代、制服代、体操着、暖房費、施設整備費等がかかる園もあります。

※各園によって必要な費用が異なりますので、事前にご確認をお願いします。

【 支 払 方 法(富士吉田市に納入する施設利用者の場合)】

保育料は、毎月月末に口座振替にて納付していただきます。

引き落としが出来なかった場合には、再度の引き落としができませんので、納付書で納入してください。

- ◆当月分保育料の引き落とし日及び納付期限
- ・月末が平日の場合は月末
- ・月末が土日祝日の場合は翌平日となっています。
 - ※12月は25日に引き落としを行います。

【口座の設定】

- ◆口座振替手続きについては、次のとおりです。
- ①「保育園運営費負担金(保育料)口座振替依頼書・変更届」又は「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、届印を押印。

- ②金融機関で手続をしてください。
- ※**附記の覧へ<u>児童名・施設名を必ず記入して</u>**ください。

4月入所の場合、3月中旬までに手続を行ってください。

- ※既にきょうだいが入園しており、引き続き同じ口座の利用を希望する場合には、手続は必要ありません。
- ◆「保育園運営費負担金(保育料)口座振替依頼書・変更届」、「自動払込利用申込書」の配布窓口:富士吉田市役所 子育て支援課
- ◆口座振替手続が完了するまでは・・・

送付する納付書で納付をお願いします。

なお、手続から振替の開始までに日数がかかります。手続が完了しない場合は、振替月が遅れま すので、早めの手続をお願いします。

取	つ扱い金融機関		
1	山梨中央銀行	(5)	中央労働金庫
2	山梨信用金庫	6	クレイン農業協同組合
3	都留信用組合		ゆうちょ銀行
4	山梨県民信用組合	7	※ゆうちょ銀行の場合には、専用の「自動払込利用申込書」がありますので、お問い合わせください。

保育料減免申請について

やまなし子育て応援事業(第2子以降3歳未満児無償化)実施に伴い、以下資格要件を満たす保護者に対し減免を実施します。次の減免対象となる要件(資格)を満たす保護者の方は、減免申請書の提出をお願いします。

【資格】

- ▶ ①第2子目以降が3歳未満児である。
- ▶ ②生計を同一にしている世帯に関する保育料を滞納していないこと。
- ▶ ③市町村民税の所得割額が169,000円未満(年収約640万円相当)で、富士吉田市に住所 を有するものであること。
- ▶ ④3歳未満児以外に兄姉がおり、その兄姉の生計を維持している保護者であること。 ※「生計を一にしている」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、就労や就学等の 都合上別居している場合であっても、生活費、学資金、療養等の送金が行われている場合には、

「生計を一にしている」として扱う。

【申請】

- ① 保育料減免申請書(様式第1号)
- ② 世帯のうち、別居(住民票が別)しているが、生計を一にしている兄姉がいる場合には、保護者がその兄姉の生計を維持していることが分かる書類
 - 例) 資格確認書(写)、住民票(本籍・筆頭者記載)等

認可保育園及び認定こども園(保育利用) に通う3歳以上児の副食費の免除について

- (1) 対象者 (ア) 市民税所得割額が57,700円未満の一般世帯
 - (イ) 市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯
 - (ウ) 第3子以降の子ども ※多子軽減のカウント対象に制限あり

◆一般世帯◆

●:副食費免除 ×:免除対象外

モグモグ

(カミカミ

階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	•	•
第2階層	市区町村民税非課税世帯	•	•
第3階層	所得割額48,600円未満	•	•
第4階層A	所得割額48,600円以上57,700円未満	•	•
第4階層A	所得割額57,700以上77,101円未満	×	●※
第4階層B ~第8階層	所得割額77,101円以上	×	●※

◆ ひとり親等世帯【ひとり親世帯、障害者(児)同居世帯】 ◆

階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	•	•
第2階層	市区町村民税非課税世帯	•	•
第3階層	所得割額48,600円未満	•	•
第4階層A	所得割額48,600円以上77,101円未満	•	•
第4階層B ~第8階層	所得割額77,101円以上	×	●※

※多子軽減のカウント対象について※

※印のある階層は、次に挙げる施設を同時利用の場合のみ多子軽減のカウント対象となります。

保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業(小規模保育や事業所内保育等)

- (2) 内容 食材料費のうち、副食費の支払が免除になります。
- (3) 手続 申請は必要ありませんが、申告により税額が変更になった場合には、 申請が必要です。なお、変更の適用は申請月の翌月からの反映となります。

幼稚園及び認定こども園(教育利用)に通う満3歳以上 児の副食費の免除制度

(1) 対象者

第5階層

- (ア) 1号認定を受けている園児
- (イ) 市民税所得割額が77,101円未満の世帯
- (ウ) 所得割階層に関わらず、第3子以降の子ども
 - ※小学校第3学年修了前の範囲で、最年長の子どもから順に3人目の子ども

(例) 免除対象 : ①小3、②年長、③年少 免除対象外: ①小6、②年長、③年少

所得割額211,200以上

階層		第1子・第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	•	•
第2階層	市区町村民税非課税世帯	•	•
第3階層	所得割額77,100円未満	•	•
第4階層	所得割額211,200円未満	×	•



保育所等における給食費無償化について

富士吉田市では給食費の無償化(上限額有り)を実施しております。

<対象者>

本市の住民基本台帳に登録され、市内に居住し、保育所等施設を利用する<u>3歳以上児かつ</u> 就学前(3歳児クラスから5歳児クラスまで)の児童の保護者。

<対象となる保育所等施設>

- (1) 公立保育所
- (2) 私立保育所
- (3) 認定こども園
- (4) 幼稚園
- (5) 認可外保育施設

<対象費用上限額>

給食費 5,500円

【内訳】主食費(月額1,000円) 副食費(月額4,500円)

弁当持参者(上限額1食当たり275円)

■注意■

- ・給食費(主食費・副食費)は、あらかじめ保護者へ保育所等施設の重要事項説明書等で提示 された金額となります。
- ・給食費が上限額を超える場合には、超えた額が実費負担となります。
- ・給食費が上限額を下回る場合には、下回る金額が補助金額となります。
- ・お弁当持参者は、あらかじめ保育所施設等の重要事項説明書等で弁当持参日が提示されている場合に対象となります。
- ・国の副食費徴収免除対象者は、国の制度を適用します。

<手続きの流れについて>

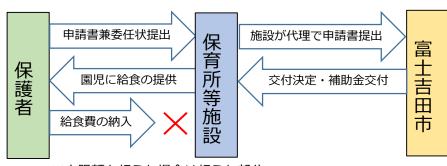
利用している保育所等施設により手続方法が異なります。

市内保育所などの施設

※弁当持参日設定のある施設を除く。

【代理受領】

保護者の申請により施設が代理で補助金を受け取り、保護者による給食費の支払いがなくなります(上限額有り)。給食費無償化を受けるには、利用施設へ「富士吉田市保育所等給食費補助金交付申請書兼委任状」を提出していただく必要があります。

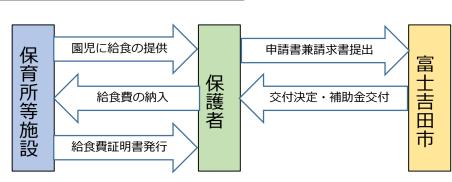


※上限額を超えた場合は超えた部分を施設にお支払いください。

市外保育所などの施設・弁当持参日設定のある施設

【償還払い】

給食費を一度施設へお支払いいただき、年度末に保護者からの申請に基づきお支払いいただいた給食費を償還します(上限額有り)。 年度末の申請については市から園を通してご案内します。

















土曜保育を利用したい (公立保育園)

土曜日に家庭で保育できない場合に限り、土曜保育が 利用可能です。

- ◆令和8年度公立保育園集合保育実施場所(予定)
- ◆**第三保育園:**富士吉田市下吉田東2-14-21 TEL: 0555-22-4010

※第一保育園~第六保育園の在園児が対象です。

◆**第七保育園:**富十吉田市小明見4-9-1 Tal: 0555-25-6639

※第七保育園の在園児が対象です。

・実施日時:毎週十曜日 午前7時30分~午後6時30分

・利用料金:月額保育料に含まれています。

・申込先 : 在籍園 ※事前登録制です。

持ち物:各園で確認してください。

保育時間についてはP9を参照

私立園の実施状況等は各園ごとに異なります。直接園へお問い合わせください。

保育園の退園について

市外への引越しや、家庭の都合により保育園を利用しなくなる場合には、「退園届」の提出が必要です。

◆手続きの流れ

退園する場合には、保育園に連絡をし、在籍園又は子育て支援課へ「退園届」を提出してください。

※事務手続がありますので、退園が決まり次第、早めに連絡してください。

なお、市外へ転出する場合は必ず退園届の提出が必要です。

転出後も引き続き市内の施設を利用希望の場合も退園届を提出する必要があります。

その場合には、新たに転出先の市町村からの管外保育の手続きを行います。

標準時間と短時間の切り替え

保育所の利用開始後に、就労状況や妊娠等により、時間の変更をしたい場合にはあらかじめ手続が必要となります。保育料への反映は変更申請の翌月以降となります。

- ◆標準時間→ 短時間への切り替え
- ・教育・保育給付認定申請変更届、保育の必要性に関する書類(就労証明書等)
- ◆短時間 → 標準時間への切り替え
- 教育・保育給付認定申請変更届、就労証明書の再提出
- ※原則保護者(両親とも)が月120時間以上の就労の場合のみ切り替え可能です。
- ※翌月に給与明細の写しの提出をお願いいたします。

市内の病児・病後児保育施設について

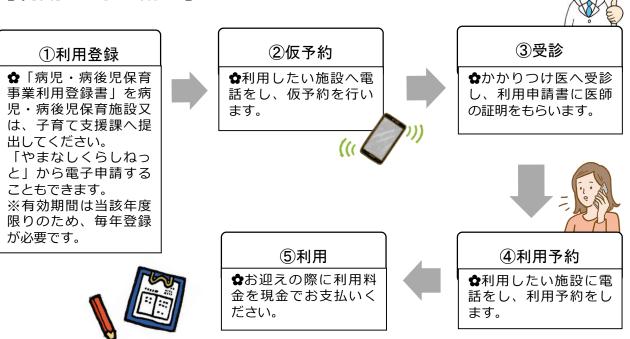
~病児保育~

「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童 の保育。

~病後児保育~

「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童の保育。

【利用までの流れ】☆小学生のお子さんもご利用いただけます。



※利用のしおり、利用登録書及び医師証明書(利用申請書)等は、市内保育施設及び 子育て支援課にあります。

また、富士吉田市ホームページ「病後児保育室」から申請書様式のダウンロードが可能です。

【やまなしくらしねっとからの利用登録について】

「やまなし子育てネット 病児病後児保育ページ」の二次元コードを読み取り、利用登録ページに記載された手順でお進みいただき、登録をお願いいたします。 ※やまなしくらしねっとから利用登録した場合は、利用の際に母子手帳の写し、アレルギー疾患生活管理指導表(アレルギーがある方のみ)、給食費同意書(市外の方のみ)を病児・病後児保育施設又は、子育て支援課へ提出してください。



【広域利用について】

県内にある全ての病児・病後児保育施設が自由に利用できます。 施設は「やまなし子育てネット」から確認ができます。

やまなし子育てネット 病児病後児保育ページ 二次元コード

【市内病児・病後児保育実施施設一覧】

	病児・病後児保育	病後児	保育		
施設	フェアワイズ保育園	たんぽぽ	どんぐり		
所在地	上吉田東4-8-4 (慶和荘グループ複合型福祉施設 3階)	新屋4-2-37 (第五保育園併設)	小明見4-9-1 (第七保育園併設)		
利用対象	・「回復期には至らない場合であり、症状の急変が認められない」ことを医師が証明した児童・「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童・おおむね生後6か月から小学校6年生までの児童	・「病気の急性期等を経過し、回復期にある」ことを医師が証明した児童 ・生後6か月から小学校6年生までの児童			
電話番号	23-3033	23-6346	25-6639		
開所日	月曜日~金曜日	月曜日~金曜日	月曜日~土曜日		
閉所日	土曜日・日曜日・ 12月30日〜1月3日 その他管理者が必要と認めた日	土曜日・日曜日・祝日・ 12月29日〜1月3日	日曜日・祝日・ 12月29日〜1月3日		
利用時間	8:30~17:30	8:30~1	16 : 30		
定員	9名	3名	1		
利用料金	◆無料(給食費込み)	◆市内:2,000円/日 ◆市外:2,500円/日+300円(給食費) ※R6.10.1から全世帯対象に上記利用料金から 1,000円/日の減免措置有り ※生活保護及び非課税世帯には別の減免措置有り			
その他	・給食のアレルギー対応等が必要 な場合はご相談ください。	・給食のアレルギー対応等が必要な場合はご相談 ください。			
	・初めてご利用いただく際は、手 続にお時間を要する場合がありま す。	・利用予約をキャンセルを 8時までに利用する病後児 さい。			
	・お子様の病状やほかの児童の状 況により、ご利用をお断りする場 合があります。	・お子さんの状態によって 合があります。詳しくは利 問い合わせください。			
	・ご利用をキャンセルされる場合 は必ずご連絡ください。				









富士吉田市ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを必要とする人と子育てに協力できる人をつなぎ、地域で子育てを助け合う会員制の制度です。

【会員の条件】富士吉田市民

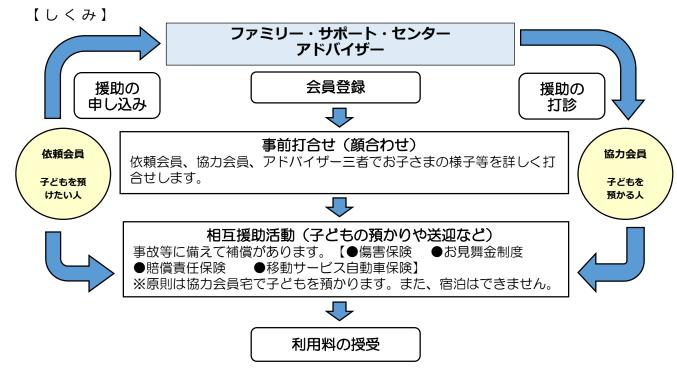
【援助対象】保護者が会員登録をした0歳から小学校6年生までの児童

【主な活動内容】

- ・保育施設や習い事等の子どもの送迎
- ・保育園、小学校等の保育等開始又は終了後の子どもの預かり
- ・保護者の用事のとき(授業参観日・通院・冠婚葬祭等)の預かり
- ・保護者の外出や休息のための預かりなど

【 登 録 に 必 要 な も の 】 ※登録料はかかりません

- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・会員登録をする本人の顔写真2枚(3cm×2.2cm)



【 1時間当たりの負担額(利用料)】 ※市からの助成により、下記の金額になります。

	曜日・時間帯		子ども1人	子ども2人	子ども3人	
	平日	7時~19時	350円	500円	600円	
般保育	5時~7時・19時~24時		400円	600円	800円	
	土・日・祝日・年末年始		400円 600円 800円			
	通常の活動より配慮が必要な場合 (軽度の病気、怪我、障がいなど)		子ども1人につき50円増			

※活動時間は5時~24時です。

【お問い合わせ・申込み先】

富士吉田市ファミリー・サポート・センター

〒403-8601 富士吉田市下吉田六丁目1番1号 子育て支援センター3階

Tel: 0555-22-1111 (内線580)

月曜日~金曜日 8:30~17:15(土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。)

富士吉田市一時預かり事業

仕事、病気、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなどで、 一時的に保育施設へお子さんを預けることができます。

一時預かりを利用する場合の手続の流れ

利用者(保護者)





子育て支援課



①一時預かり面接の予約

- ☆利用希望施設へ直接電話し、面接の 予約をしてください。
- ✿あらかじめ、一時預かり登録申請書を 市のホームページからダウンロードして 記入したものをお持ちいただくと面接が スムーズに実施できます。(申請書は子 育て支援課にも備えております。)



②面接(利用者と保育士)

◆利用者(保護者)の方が記入された「一時預かり事業登録申請書」等を拝見しながら保育士がお子様の生活面や体調面について話を伺います。



③登録申請書の提出





⑤施設へ利用予約

④市から登録証の交付

☆市から利用者(保護者)様へ一時預かり事業利用登録証を交付します。

✿確認・決定までに数日かかる場合があります。

利用予約申込完了です!

✿2回目以降の予約は利用者(保護者)の方が施設へ直接連絡してください。

施設名	対象	保育時間	所在地	定員	申込み・ 問合せ
認定こども園 ウブントゥ 富士の森	保育園、認定こども 園、幼稚園等に通っ ていない生後6か月	月~金 8:30~16:30	新屋5-1-2	5名	22-5678
認定こども園 ナーサリーココ	C 47 2 0-217 C	月~金 8:00~17:00	下吉田8-23-25	10名	090-4463-9868

ナーサリーココ	C074r2017r	8:00~17:00	下吉田8-2	:3-25	10名	090-4463-9868
施設名	利用料				の提供	(給食・おやつ)
認定こども園 ウブントゥ 富士の森		O歳児~5歳児 1時間350円			料金に別	つの提供あり〉 削途給食費として ます 特参可能。
	0•1•2歳児	3.4.	5歳児	〈給食	きおやっ	つの提供あり〉
認定こども園 4時間まで2,000円 ナーサリーココ 6時間まで3,000円 8時間まで4,000円		4時間まで 6時間まで 8時間まで	2,000円	※給食、おやつは左記料 含まれます。		つは左記料金に

※面接は利用する施設ごと必要です。なお、申請書及び登録証は1枚です。

教育・保育給付認定(変更)申請書 兼 施設利用申込書 ・現況届

携帯(母)

(施設型給付費・地域型保育給付費等)

富士吉田市長様

裏面の【申請・申し込みにあたって同意していただく事項】にすべて同意し、子ども・子育て支援法第20条第1項及び22条の規定に基づき、次のとおり申請(届出)します。

保護者住所	富士吉田市下吉田6-1-1富士山アパート101号室
保護者氏名	吉田 翔太
自宅電話	0555-22-1111
携帯(父)	090-1234-5678

080-9876-5432

フリガナ		ヨシダ ヤ		マト	性別 生年月日		日	利用年度 4.1現在	利用年度の前年 1.1現在住所	未満児の)みの施設の卒園児	
児童氏名		吉	面 大	で和	男· 女	H (R) 4年 1	0月 10日	3 歳	☑富士吉田市内 □富士吉田市外 ()	施設名	i ****	
家庭り ※該当する あればチョ	項目が	・障害児(者)との同居 □有 (障害者手帳・特別児童扶養手当証書 □有 □無) ・ひとり親世帯 □離婚(住民登録 □同一 □別) □未婚 □死別 □離婚調停中(住民登録 □同一 □別) 事由発生時期(年 月頃) 【児童扶養手当・ひとり親医療の受給 □該当あり □該当なし □申請中】 ・生活保護の適用 □有										
		☑ 保育を希望 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業の利用 ※保育認定が必要										
保育希望の 有無		日 保育標準時間 ※両親ともに実労時間が週30時間(月120時間)以上の就労等 ※実党時間が週12時間以上週20時間(月645-120時間)共沸の鉄党第										
		選択 ② 保育短時間 ※実労時間が週16時間以上週30時間 (月64~120時間)未満の就労等 ③ 教育を希望 幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用										
利田士	,圣胡			2年4月四叶田			o n±	時30分 から 16時30分まで				
				火(水(水)金・土 必要な利用時間 8 (通勤 + 就労時間) 2 欄のままで構いません。					190年 10時6	10万ま ^で	:	
支給認定証の交付				三		悔いません。 fする場合は認	?定内容 <i>(</i>	の変更				
(同一教		氏	名			提出を求める			勤務先・学校名・学	学年等	備考	
		吉田 翔	太	夕	1	· · · · · ·	1 -		(株)ユウヒ飲	八料	単身赴任	
居子育のどう		吉田 美	咲	母男	(女) S (H) R	2 • 6 • 2		パート	赤富士食堂	堂		
祖も保 父の育		吉田 陽菜		姉 男	爱 ^S 曲R	31 • 4 • 3	,	小学生	岳麓小学校1年			
母世給 を帯付		吉田服	券	祖父男)女 ^{Sh·R}	32 • 8 • 4		自営業	虹富士商师	吉		
含員認む 定		吉田 和	子	祖母男	女 S)H·R	34 • 10 • 11	上、特	上になし			●●手帳●級	
)				男	·女 S·H·R							
				N 要 と す る 理 由								
保育の	の利月	見を必要	父	☑就労 □疾病・障害 □介護等 □災 出産(産前産後期間のみ)で利用の場合							場合	
と	する	理由	<u>₽</u> :	□□虐待・DV □その他(□対第 □疾病・障害 □介護等 □災等 □ □ □ は、□ をし、希望期間を記入してください。						さい。		
			□育休 □虐待・DV □その他(
利用を希望する期間				令和8年 4月 1日 から □ 年 月 日まで ☑ 就学前まで								
		第一希望		●●●保育園 希望理由 保育環境が気に入ったため								
入園を利 する施	,	第二希望		★★★保育園 希望理由 家から近					いため			
		第三希望		▲▲▲保育園 希望理由 職場から近いため								
				利用を希望しない。 どちらかに又してください。								
☑上記以外の施設であっても他施設の利用が可能であれば利用を希望する。 ころろがに ☑ C C / C C V 。												
続 柄 氏 名				年齢 住所(別居の場合のみ記入					生活の状	況(就労、障がい等		
÷1	祖父 吉田 勝			68 ☑同居 □別居()	級、介護自営業	認定、疾病等)	
<u> </u>	且母	吉田			☑同居 □別居() ●●手帳●級			
母 祖父 忍野 清			予 清	66 ☑同居 □別居(□同居 □別居() 死亡			
<u></u>			恵子	64	□同居	☑別居(忍野村	忍草()-()-())	パート	`	

【所管課記載欄】

内定施設 市記入欄のため、記入しないでください 障害・他)

【申請・申込みにあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第16条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付の審査及び申請者や同居の家族の市町村民税課税状況の確認にあたって、官公署等に対し必要な文書の閲覧又は資料及び情報の提供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、教育・保育給付認定や利用者負担額(以下「保育料」といいます。)等に関する情報として、申請子どもが利用する施設に提供する場合があります。
- 3. 申請子ども及び申請子ども以外の子どもに係る保育料(過去の分を含む。)に滞納がある場合は、納付計画等について納付相談を行った 上で教育・保育給付認定等の決定を行います。
- 4. 保育料を滞納した場合は、児童手当法第22条の規定により、申請子どもの保護者が受給する児童手当・特例給付から当該保育料を 特別徴収します。
- 5. 保育料の納入に応じない場合は、地方税の滞納処分の例により、給与や預金等の財産を差押える場合があります。(申請子ども以外の子どもに係る保育料に滞納がある場合も同様です。)
- 6. 必要に応じ、保護者、申請子ども及び同居の家族の個人番号(マイナンバー)の提出を求める場合があります。
- 7. 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

内容をよくご確認いただき、同意の うえ署名をお願いします。

保護者氏名

保育の必要性の申し立て

表面の「保育を必要とする理由」でレ点を付した項目について記入してください。

				父親の状況		母親の状況					
保	1	就	就労種別	☑居宅外労働 □自営→ □自宅 □自宅以外 □内職 □その他(□中心者 □協力者)	☑居宅外労働 □自営→ □自宅 □中心者 □自宅以外 □協力者 □内職 □その他()					
			通勤手段	□自動車 □徒歩 □自転車 □その他(□バス ☑ 電車)	☑自動車 □徒歩 □自転車 □バス □電車 □その他()					
			通勤時間	約 30 分(片道の時間を記	入してください。)	約 15 分(片道の時間を記入してください。)					
育	② 妊		- 振・出産			出産(予定)日 年 月 日					
の	3	疾病•障害等		(疾病・障害名)	(手帳交付)	(疾病・障害名) (手帳交付)					
必					□有 □無	□有 □無					
要	4			育を必要とする理由に合わせてご記入ください。 かる書類を添付してください。 然労の場合は、①を記入							
性	⑤										
の 理	6			横列で記入		ださい。					
由	(7)	就学		山て少旭		走歩 □自転車 □バス □電車 □その他()					
		職業訓	通学時間	約 分(片道の時間を記	入してください。)	約 分(片道の時間を記入してください。)					
			就学の目的	□卒業後就労するため □その他()	□卒業後就労するため □その他()					
		練	就学期間	年 月 日~	年 月 日	年 月 日~ 年 月 日					
	8	育	育児休業	就労証明書を添付してください。							
9 その他											
添付書類 証明書類は、証明日から3か月以内 のものを提出してください。				理由①の場合:就労証明書及び給与明細書又は確定申告の写し等、直近の収入状況が分かる書類理由②の場合:母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)理由③の場合:医師の診断書又は身体障碍者手帳、療育手帳、精神障碍者保健福祉手帳の写し理由⑤の場合:罹災であることを証明できる書類(罹災証明書等)理由⑦の場合:入学証明書又は在学証明書、及び時間割表等の写し※必要に応じ上記以外の書類の提出を求める場合があります。							
ĺ			+/->n(√	LHH	l	十一一位加					

施設収受欄	市収受欄
保育施設·市記入欄のた	-め、記入しないでください